

第 1 回 第31期 静岡県青少年問題協議会

日時 令和 3 年 12 月 3 日 (金)

13 時 30 分 ~ 15 時 30 分

会場 県庁西館 8 階 教育委員会議室

次 第

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 議事
 - (1) 会長の選出
 - (2) 副会長の選出
 - (3) 職務代理委員の指定
 - (4) 会議録署名委員の選出
 - (5) 第31期静岡県青少年問題協議会
 - (6) 協議
 - ア 「夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プラン - 静岡県第 3 期子ども・若者計画 - 」の総括評価について
 - イ 「ふじのくに若い翼プラン - 静岡県第 4 期子ども・若者計画 - 」の策定について
- 4 連絡事項
- 5 閉会

第31期 静岡県青少年問題協議会 委員一覧

任期 令和3年11月1日～令和5年10月31日
(敬称略・50音順)

氏 名	所属・役職（就任時）
池田 佳寿子	特定非営利活動法人青少年就労支援ネットワーク静岡事務局長／地域若者サポートステーションかけがわ統括コーディネーター
石垣 秀士	静岡県青少年育成会議副会長
小野田 秀生	静岡県立清水南高等学校校長（静岡県高等学校長協会）
木村 佐枝子	常葉大学健康プロデュース学部教授／常葉大学地域貢献センター センター長
櫻井 清孝	（株）櫻井工業所 取締役（公益社団法人日本青年会議所東海地区静岡ブロック協議会）
佐野 多知子	静岡県更生保護女性連盟副会長
沢崎 知加子	掛川市健康福祉部福祉課長
瀧 昌光	静岡県コミュニティづくり推進協議会常務理事兼事務局長
武田 麻里子	長泉町立長泉小学校校長（静岡県校長会）
谷口 明	静岡県PTA連絡協議会会長
野田 治久	静岡県議会 文教警察委員長
益谷 尚豪	静岡県公立高等学校PTA連合会副会長
松村 友子	静岡家庭裁判所家事調停委員／静岡地方裁判所民事調停委員／児童養護施設春風寮評議員
山崎 紗和子	静岡大学人文社会学部1年生／一般社団法人静岡学習支援ネットワーク

第1回 第31期青少年問題協議会 座席表

	会長	副会長
瀧 昌光 委員		池田 佳寿子 委員
武田 麻里子 委員		石垣 秀士 委員
谷口 明 委員		小野田 秀生 委員
益谷 尚豪 委員		木村 佐枝子 委員
松村 友子 委員		櫻井 清孝 委員
山崎 紗和子 委員		佐野 多知子 委員
		沢崎 知加子 委員
	教育長	

司会
袴田
社会教育課
課長代理

【事務局】

山下 社会教育課 課長	社会教育課 青少年 指導班
社会教育課 各班班長	

(入口)

【幹事】

政策推進局 総合政策課	くらし・ 環境部 企画政策課	スポーツ・ 文化観光部 企画政策課	健康福祉部 企画政策課	産業經濟部 産業政策課	教育委員会 教育政策課	警察本部 少年課
----------------	----------------------	-------------------------	----------------	----------------	----------------	-------------

地方青少年問題協議会法

昭和 28 年 7 月 25 日 法律 83 号

最終改正 平成 25 年 6 月 14 日 法律 44 号

(設置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第 4 条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第 5 条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第 6 条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則（抄）

1 この法律は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県青少年問題協議会設置条例

制定	昭和 28 年 10 月 13 日 条例第 58 号
改正	昭和 35 年 7 月 13 日 条例第 25 号
	平成 12 年 12 月 26 日 条例第 67 号
	平成 26 年 3 月 28 日 条例第 14 号

静岡県青少年問題協議会設置条例をここに公布する。

静岡県青少年問題協議会設置条例

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定に基づき、静岡県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

一部改正〔平成 12 年条例第 67 号〕

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

一部改正〔昭和 35 年条例第 25 号〕

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、県議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者(家庭裁判所の職員を含む。以下同じ。)のうちから、知事が任命又は委嘱する。

3 前項の規定により、学識経験がある者のうちから任命又は委嘱された委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

5 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。

7 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 協議会に、専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

10 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、知事が任命又は委嘱する。

- 11 委員及び専門委員は、非常勤とする。
 一部改正〔平成 12 年条例第 67 号〕
 (委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 静岡県附属機関設置条例（昭和 27 年静岡県条例第 60 号）

別表中

「

静岡県青少年問題対策協議会	青少年の指導、保護及び矯正についての総合的施策に関する事項の調査審議に関する事務
---------------	--

」を削る。

附 則（昭和 35 年 7 月 13 日 条例第 25 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 35 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この条例施行の際、従前の規定及び様式により取り扱ったものは、この条例の改正規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 この条例施行の際、従前の規定及び様式により作成した帳簿、用紙等は、当分の間、使用できるものとする。

附 則（平成 12 年 12 月 26 日 条例第 67 号）

- 1 この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日 条例第 14 号）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県青少年問題協議会規則

（昭和 28 年 11 月 24 日）
規 則 第 106 号

静岡県青少年問題協議会規則をここに制定する。

静岡県青少年問題協議会規則

第 1 条 この規則は、静岡県青少年問題協議会設置条例（昭和 28 年静岡県条例第 58 号）第 4 条の規定に基づき、静岡県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

第 3 条 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長が指定した委員が、その職務を代理する。

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

第 5 条 協議会は、その委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数を以て決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 6 条 会議録に署名すべき委員の数は 2 人とし、会議の始めに会長が協議会にはかってこれを定める。

第 7 条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員、家庭裁判所の職員及び学識経験がある者のうちから知事が任命又は委嘱する。

3 学識経験のある者のうちから任命又は委嘱された幹事の任期は、2 年とする。

4 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

第 8 条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

第 9 条 この規則に定めるものの外、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（抄）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 28 年 10 月 13 日から適用する。

2 静岡県青少年問題対策協議会規則（昭和 28 年静岡県規則第 42 号）は、廃止する。

3 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

第 31 期 静岡県青少年問題協議会

(社会教育課)

1 協議会の概要

位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・地方青少年問題協議会法第 1 条 ・静岡県青少年問題協議会設置条例
所掌事務 (条例第 2 条)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項を調査審議すること。 (2) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
組織 (条例第 3 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員 25 人以内 (第 31 期 : 14 人) ・県議会議員、関係行政機関の職員、学識経験者から知事が任命又は委嘱 ・任期 : 2 年

2 第31期静岡県青少年問題協議会

(1) 任期

令和 3 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日 (2 年)

(2) 協議内容

- ・「夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プラン 第 3 期静岡県子ども・若者計画」の総括評価
- ・「ふじのくに若い翼プラン 第 4 期静岡県子ども・若者計画」の策定と評価
- ・必要に応じて、青少年に関する個別テーマ
(青少年団体支援、困難を有する子供・若者やその家族の支援など)

(3) 令和 3 年度スケジュール (予定)

ア 第 1 回

第 3 期静岡県子ども・若者計画の総括評価 (案) と第 4 期計画 (素案) の協議

イ 第 2 回 (令和 4 年 2 月)

第 4 期計画 (案) の協議

第 3 期静岡県子ども・若者計画 総括評価の概要

(社会教育課)

1 成果指標

<評価>

目標達成に向けて順調に進捗している指標(「目標値以上」,「A」,「B」)が60%である一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、「C」や「基準値以下」の指標が40%となっている。

	指標の数及び評価						
	目標値以上	A	B	C	基準値以下		
1 健やかな成長と自立に向けた支援	19	2	3	5	4	5	0
2 困難を有する子供・若者やその家族への支援	8	1	1	3	1	1	1
3 子供・若者と共に育ち合う地域づくりの推進	9	3	0	3	0	3	0
計	36	6	4	11	5	9	1
比率(%)		17.1	11.4	31.4	14.3	25.7	

(1) 目標値以上となった指標(6)

60%

	基準値	目標値	実績値
児童生徒の年間交通事故死傷者数	3,026人	2,500人以下	1,988人
消費生活相談における被害額	474千円	380千円以下	378千円
虐待による死亡児童数	2人	0人	0人
ふじさんっこ応援隊参加団体数	1,333団体	2,000団体	2,044団体
刑法犯認知件数	22,097件	20,000件以下	15,370件
一般労働者の年間総実労働時間	2,063時間	2,033時間以下	2,006時間

(2) 基準値以下となった指標(9)

	基準値	目標値	実績値
文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の割合	67.9%	75%	41.6%
県内文化施設の利用者数	7,495,456人	7,700,000人	2,015,531人
スポーツをする人・観る人の人数	15,479,139人	16,500,000人	14,344,670人
県内高等教育機関から海外への留学生数	526人	1,000人	19人
県内出身大学生のUターン就職率	39.1%	43%	35.3%
合同相談会相談件数	717件	950件	359件
家庭教育に関する交流会実施園・学校数	549箇所	600箇所	261箇所
ボランティア活動に参加したことがある児童生徒の割合	小 39.1% 中 57.9%	小 45% 中 65%	小 22.7% 中 32.3%
地域で行われる防災訓練の児童生徒参加率	60%	70%	59%

2 主な取組の進捗状況

< 評価 >

順調に進捗している取組(「 」 「 」)は81.8%となった。2019年度までは97%以上であったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、18.2%が「 」となった。

		進 捗 状 況			
		前倒し 実施	計画 どおり	計画 遅れ	事業 終了
1 健やかな成長と自立に向けた支援	119	3	89	21	6
2 困難を有する子供・若者やその家族への支援	92	2	80	10	0
3 子供・若者と共に育ち合う地域づくりの推進	51	1	32	15	3
計	262	6	201	46	9
比率(%)		2.4	79.4	18.2	

81.8%

(1) 前倒して実施した主な取組

教員のICT活用指導力の向上とICT環境の充実(第3期評価書 p.23)

情報教育に関する研修・情報モラルに関する研修を実施したほか、タブレット等のICT機器を2020年度中に前倒しして整備した。

犯罪被害者等に対する支援体制の充実(第3期評価書 p.57)

県性暴力被害者支援センターSORAでは、2020年6月に、インターネットによる相談受付を全国の支援センターで初めて開始し、支援体制の充実を図った。

(2) 計画より遅れている主な取組

(ネット)トラブルの予防と拡大防止(第3期評価書 p.23)

新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校ネット安全・安心講座は、事業者の自粛や学校行事の変更による延期・中止があり、動画教材や配信など感染症対策を取りながら実施した。

ひきこもり対策(第3期評価書 p.44)

青少年交流スペース「アンダンテ」において、社会的ひきこもり傾向にある青少年やその家族の支援を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少した。

地域の教育力の向上(第3期評価書 p.61)

小中学校等で実施される人づくり地域懇談会や、地域と学校の連携・協働に関する研修会が、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期となった。また、異年齢の交流を目的とした通学合宿も、実施団体が減少したことにより、2021年度は事業を見合わせた。

子供・若者が力を発揮できる機会の充実(第3期評価書 p.65)

新型コロナウイルス感染症の影響により、青少年指導者を活用する活動が、中止・延期され、次年度以降の指導者不足が見込まれる。

第4期静岡県子ども・若者計画の策定

(社会教育課)

(概要)

第3期静岡県子ども・若者計画(2018~2021年度)が終了することに伴い、第3期計画の評価や子ども・若者を取り巻く現状と課題、国の「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、第4期静岡県子ども・若者計画の策定を行う。

1 基本理念

すべての子供・若者が「有徳の人」として能力を発揮できる社会の実現

第3期計画の理念を継承し、社会や人のために貢献する「才徳兼備」の人を育成し、すべての子供・若者が自己の成長、豊かさや幸せの実感ができる社会の実現を目指す。

2 第4期計画(案)の考え方と体系

(1) 基本的な考え方

施策を大柱、中柱、小柱に分類

大柱ごとに「施策の概要」を記載。中柱ごとに「数値目標」(66)を記載。小柱ごとに「施策の方針や内容」、「主な取組と対象年代」(主な取組285)を記載

(2) 施策の体系

2021年4月に策定された、国の子供・若者育成支援推進大綱を勘案し、5つの基本方針とした。

5の大柱(基本方針)、11の中柱、28の小柱に整理

《基本方針》

- 1 すべての子供・若者の健やかな育成
 幸せの実現を目指した資質能力の育成
- 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援
 社会での活躍を目指した子供・若者やその家族への支援
- 3 夢の実現を目指す子供・若者の支援
 学術・文化・スポーツなど様々な資質能力の育成による有徳の人づくり
- 4 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
 子供・若者の育成を支える担い手の養成や活動支援
- 5 子供・若者の成長のための社会環境の整備
 子供・若者の安全安心な成長の場としての社会環境整備と地域づくり

3 今後のスケジュール

- | | |
|-------|--|
| 12月 | 第1回静岡県青少年問題協議会 |
| 12~1月 | 静岡県青少年対策本部 パブリックコメント |
| 2月頃 | 第2回静岡県青少年問題協議会 |
| 3月 | 教育委員会定例会 2月県議会常任委員会
静岡県青少年対策本部において決定 |

第 4 期静岡県子ども・若者計画の概要（素案）

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

○第 3 期計画は、2021（令和 3）年度で終了することから、次期の子ども・若者計画を策定

(2) 計画期間

○静岡県の新ビジョン後期アクションプランや教育振興基本計画に合わせ、2022(令和 4)～2025(令和 7)年度（4 年間）

(3) 計画の位置付け

○「子ども・若者育成支援推進法」第 9 条の「都道府県子ども・若者計画」で、国の「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案したもの

○静岡県の新ビジョン後期アクションプランや教育振興基本計画のもと、子供・若者の健やかな成長と自立に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための分野別計画

(4) 計画の対象

○0 歳からおおむね 30 歳未満の者

（施策によっては、ポスト青年期の 40 歳未満の者も対象）

2 計画の理念と方針

(1) 基本理念

すべての子供・若者が「有徳の人」として能力を發揮できる社会の実現

(2) 基本方針

- 1 すべての子供・若者の健やかな育成
- 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援
- 3 夢の実現を目指す子供・若者の支援
- 4 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
- 5 子供・若者の成長のための社会環境の整備

(3) 施策の展開の特徴

○子ども・若者を取り巻く現状と課題を踏まえ、施策を展開
 ・不登校やひきこもりの増加、長期化による相談体制の充実
 ・生産年齢人口、子供・若者人口の減少による地域活動の担い手の養成
 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、青少年活動への支援や困難を抱える子供・若者とその家族に対する支援の充実 など

第 2 章 子供・若者の状況

- 生産年齢人口や子供・若者人口の減少
- 自然体験活動やボランティア活動、社会貢献活動の減少
- 教育の ICT 化に伴う情報モラルの関する教育活動の増加
- いじめの認知件数や解消率は減少傾向
- 不登校やひきこもりの増加、長期化
- 刑法犯・特別法犯で検挙・補導された少年は減少傾向

第3章 施策の展開

基本方針	施策の展開
<p>1 すべての子供・若者の健やかな成長に向けた支援</p>	<p>1.1 自己形成のための支援 1.1.1 日常生活能力の向上 1.1.2 学力の向上と大学教育等の充実 1.2 健康と安全・安心の確保 1.2.1 相談体制の充実といじめ、非行の防止 1.2.2 健康教育の推進と健康の確保・増進等 1.2.3 被害防止等のための教育・啓発 1.3 若者の職業的自立と就労支援、社会参画への支援 1.3.1 職業能力の習得と就労支援の充実 1.3.2 社会形成への参画支援</p>
<p>2 困難を有する子供・若者やその家族の支援</p>	<p>2.1 重層的な支援ネットワークの構築とアウトリーチの充実 2.1.1 重層的な支援ネットワークの構築 2.1.2 アウトリーチの充実 2.2 困難な状況ごとの支援 2.2.1 ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援と子供の貧困問題への対応 2.2.2 障害等のある子供・若者の支援 2.2.3 立ち直り支援と犯罪被害者支援、被害防止と保護 2.2.4 特に配慮が必要な子供・若者の支援</p>
<p>3 夢の実現を目指す子供・若者の支援</p>	<p>3.1 グローバル社会で活躍する人材の育成 3.1.1 地域についての学びの充実 3.1.2 国際交流と海外留学の促進 3.1.3 ESDの推進 3.1.4 専門性を高める教育の充実 3.2 スポーツと文化芸術活動の振興 3.2.1 競技者と芸術家の育成 3.2.2 障害者のスポーツと文化芸術活動の振興</p>
<p>4 子供・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援</p>	<p>4.1 多様な担い手の養成・支援 4.1.1 指導者や協力者等の養成 4.1.2 学生ボランティア、青年ボランティアによる相談・支援 4.2 教員の資質能力の向上 4.2.1 授業力の向上 4.2.2 生徒指導力の向上</p>
<p>5 子供・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備</p>	<p>5.1 地域、学校、家庭の連携と子育て支援の充実 5.1.1 家庭教育支援 5.1.2 地域づくりの推進と地域全体で子供を育む環境の整備 5.1.3 子育て支援の充実 5.2 良好な社会環境の整備 5.2.1 社会環境の整備 5.2.2 ネット依存や依存症等への対応</p>

1. 子供・若者を取り巻く状況

法施行後10年が経過。教育、福祉、医療、雇用等の関係分野間の連携が進むなど一定の成果が見られる一方、コロナ禍の中、子供・若者の不安は高まり、状況は深刻さを増している。（別添参照）

【1】社会全体の状況（子供・若者の健全育成に関連する主な社会課題）

生命・安全の危機 P2

孤独・孤立の顕在化 P2

低いWell-being P2

格差拡大への懸念 P3

持続可能で多様性・包摂性ある社会づくり P3

リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーション（DX）の両面展開 P3

成年年齢の引下げ P3

人権・権利の保障 P4

ポストコロナ時代における国家・社会の形成者の育成 P4

【2】子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

家庭 P4-P6

虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等が社会問題化。コロナ禍は、困難を抱える家庭に特に深刻な影響を与える一方、「増えた家族との時間を保ちたい」とする者が多いなど、家族観の前向きな変化も

学校 P6-P8

特別支援教育や日本語指導が必要な者が増加するなど、児童生徒は多様化。自殺、不登校、いじめなど、生徒指導上の課題が深刻化。学校現場の負担は年々増大

地域 P8-P9

近所付き合い合いの減少など住民のつながりの希薄化、地域活動の担い手の高齢化・固定化等が指摘される一方、コロナ禍で若者の地方移住への関心が高まり、都心部からの転出の動きも

情報通信環境（ネット空間） P9

教育や行政、医療などあらゆる分野でデジタル化が加速し、ネットの利活用が進む一方、SNSに起因する犯罪被害、誹謗中傷等の被害も深刻化

就業（働く場） P10-P11

近年、若者の失業率や平均賃金、非正規雇用の割合等は改善傾向にあったが、若年無業者（ニート）の増加などコロナ禍で悪化が懸念。一方、テレワークが急速に普及するなど、新たな働き方の動きも

2. 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

① 全ての子供・若者の健やかな育成 P12

幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を幸せ（Well-being）に生き抜く基盤を形成できるよう、育成

自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化 等 P12-13,P20-26

② 困難を有する子供・若者やその家族の支援 P13

困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、非常時にも途切れることなく支援

担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウトリーチの充実、SOSを出し、受け止める力の育成 等 P13-14,P27-36

③ 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 P14

長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、応援

STEAM (Science,Technology,Engineering,Art,Mathematics) 教育、起業家教育、“出る杭”の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等 P14-15,P37-40

④ 子供・若者の成長のための社会環境の整備 P15

家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進

多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等 P15-16,P41-44

⑤ 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援 P16

専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様な担い手を養成・確保し、支援

企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用 (Child-Youth Tech) 等 P16-17,P45-46

※子供・若者を取り巻く状況の変化を的確に捉え、新たな課題（アジェンダ）の設定、調査・検討、新規施策の実施等を適時・適切に行う 2

計画の位置付け	0歳から概ね30歳未満の者(施策によっては40歳未満)を対象 (1) 「子ども・若者育成支援推進法」第9条による「都道府県子ども・若者計画」で、国の「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案 (2) 静岡県の新ビジョン後期アクションプランや教育振興基本計画のもと、子供・若者の健やかな成長と自立に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための分野別計画	
計画期間	2022(令和4)～2025(令和7)年度の4年間	
基本理念	すべての子供・若者が「有徳の人」として能力を発揮できる社会の実現	
基本方針	1	すべての子供・若者の健やかな成長に向けた支援 すべての子供・若者の幸せ(Well-being)の実現を目指し、時代の変化にシなやかに対応しながら、健やかに自立して生き抜くことができる資質能力の育成を目指します。
	2	困難を有する子供・若者やその家族の支援 すべての子供・若者が社会で活躍することができるよう、誰一人取り残さずに、困難を有する子供・若者とその家族に対する支援を行うことを目指します。
	3	夢の実現を目指す子供・若者の支援 学術・文化・スポーツなど様々な子供・若者の資質能力の育成による有徳の人づくりを目指します。
	4	子供・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援 子供・若者の育成に携わる専門的人材、地域の大人など、育成を支える担い手の養成、それぞれの連携・協働による継続的な活動を支援します。
	5	子供・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備 子供・若者を取り巻く「場」が安全安心な成長の場であるよう、環境の整備と地域づくりを進めます。

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 生産年齢人口、子供・若者人口の減少への柔軟な対応(高齢化により地域活動の担い手の養成も必要となる。) 新型コロナウイルス感染症により、多くの事業が大幅な見直し(青少年団体活動の停滞、対面による講座、研修会の中止・延期 など) 不登校や、ひきこもりの増加、長期化により、相談体制の一層の充実が必要 青少年活動への支援や困難を抱える子供・若者とその家族に対する支援の充実
	<p>県青少年問題協議会の主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談体制の充実 情報モラル教育とネット依存への対応 体験活動の推進、若者の社会参加と指導者養成 子供の貧困対策と就学・就労支援、若者の移住支援 地域づくりの推進 学校・家庭・地域との連携・協働

施策の展開			
1	すべての子供・若者の健やかな成長に向けた支援	4	子供・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援
1.1	自己形成のための支援 1.1.1 日常生活能力の向上 1.1.2 学力の向上と大学教育等の充実	4.1	多様な担い手の養成・支援 4.1.1 指導者や協力者等の養成 4.1.2 学生ボランティア、青年ボランティアによる相談・支援
1.2	健康と安全・安心の確保 1.2.1 相談体制の充実といじめ、非行の防止 1.2.2 健康教育の推進と健康の確保・増進等 1.2.3 被害防止等のための教育・啓発	4.2	教員の資質能力の向上 4.2.1 授業力の向上 4.2.2 生徒指導力の向上
1.3	若者の職業的自立と就労支援、社会参画への支援 1.3.1 職業能力の習得と就労支援の充実 1.3.2 社会形成への参画支援	5	子供・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備 5.1 地域、学校、家庭の連携と子育て支援の充実 5.1.1 家庭教育支援 5.1.2 地域づくりの推進と地域全体で子供を育む環境の整備 5.1.3 子育て支援の充実 5.2 良好な社会環境の整備 5.2.1 社会環境の整備 5.2.2 ネット依存や依存症等への対応
2	困難を有する子供・若者やその家族の支援 2.1 重層的な支援ネットワークの構築とアウトリーチの充実 2.1.1 重層的な支援ネットワークの構築 2.1.2 アウトリーチの充実 2.2 困難な状況ごとの支援 2.2.1 ニート、ひきこもり、不登校などの子供・若者の支援と子供の貧困問題への対応 2.2.2 障害等のある子供・若者の支援 2.2.3 立ち直り支援と犯罪被害者支援、被害防止と保護 2.2.4 特に配慮が必要な子供・若者の支援	3	夢の実現を目指す子供・若者の支援 3.1 グローバル社会で活躍する人材の育成 3.1.1 地域についての学びの充実 3.1.2 国際交流と海外留学の促進 3.1.3 ESDの推進 3.1.4 専門性を高める教育の充実 3.2 スポーツと文化芸術活動の振興 3.2.1 競技者と芸術家の育成 3.2.2 障害者のスポーツと文化芸術活動の振興

重点施策	青少年団体支援	困難を有する子供・若者やその家族の支援
	基本方針1	自然体験・文化・スポーツ活動の推進 (1.1.1) 相談体制の充実 (1.2.1) いじめ、非行の防止 (1.2.1) 情報モラル教育(1.2.3) 就労支援と若者の移住支援(1.3.1)
	基本方針2	重層的な支援ネットワークの構築とアウトリーチの充実 (2.1) 困難な状況ごとの支援 (2.2)
	基本方針3	グローバル人材の育成(3.1) スポーツと文化芸術活動の振興(3.2)
	基本方針4	指導者や協力者等の養成 (4.1.1)
基本方針5	家庭教育支援(5.1.1) 地域づくりの推進と地域全体で子供を育む環境の整備 (5.1.2) ネット依存への対応(5.2.2)	

子供・若者育成支援推進大綱(子ども・若者育成支援推進本部) 令和3年4月	
新たな項目、強化した項目	
少人数学級の実施 (1.1.2)	外国人材の受け入れ・共生 (2.2.4)
成年年齢下げへの対応 (1.2.3)	ESD(持続可能な開発のための教育)の推進 (3.1.3)
情報モラル教育 (1.2.3)	依存症等への対応 (5.2.2) など